

物件所有者向け

＼中古住宅（空き家）を所有している方／

不動産を富動産へ！

シェアハウスとして

運営してみませんか

《対象となる条件》

次のすべてに該当

- ✓ 複数の個室あり
- ✓ 共有のスペースあり

《対象経費》

所有する空き家の

リフォーム 費用

《補助金額》

最大

150万円

申請受付

令和8年5月1日(金)からスタート

お問い合わせ



福島市 都市計画課

空家・空地対策室

☎ 024-573-2751

福島市
ホームページ



対象要件や申請の詳細は裏面をご覧ください。➡

福島市空き家リフォーム支援事業補助金のご紹介

補助の対象者（次の各号の全てに当てはまる方）

- (1) 空き家を所有する個人
- (2) シェアハウスとして運営する者
- (3) 市税に滞納のないこと
- (4) 暴力団やその関係者でないこと

補助の条件等

- (1) 戸建住宅(住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上の併用住宅を含む。)のうち、1年以上居住その他の使用がなされていない空き家であること
- (2) 複数人が入居可能な個室が確保され、台所やリビングなど、共同利用できる共有スペースを持つ住宅であること
- (3) 本市に事務所もしくは事業所を有する法人または住所を有する個人事業主により実施するリフォームであること
- (4) 交付決定前にリフォームの契約を行っていないこと
- (5) 補助金の交付を受けた日からおおむね10年以上運営する意思があること
- (6) 他の補助制度の併用について、契約が別である場合、原則併用可能とするが、個別に協議すること


補助金の額

- (1) 補助率 2分の1(千円未満の端数は切り捨て)
- (2) 限度額 150万円(ただし、居室1室あたり、上限50万円)
※居室とは、建築基準法第2条第4号で示す、リビング、ダイニング、キッチン、寝室などをいいます。

補助の対象工事

- ① 基礎、柱、外壁、屋根、床、内壁、天井等の修繕又は補強工事
- ② 間取りの変更等の模様替えを行う工事
- ③ バリアフリー改修工事(手すり設置、段差解消等)
- ④ 屋外修繕工事(バルコニー、雨樋等)
- ⑤ 屋内修繕工事(壁紙張替え、畳替え、内建具、トイレ、風呂等)
- ⑥ 設備改修(システムキッチン、洗面台、給湯器、トイレ等)
- ⑦ 給排水管の修繕工事
- ⑧ 屋根、外壁、天井、内壁、床、外建具等の断熱改修工事(その他、環境の負荷低減に配慮するなど住宅性能の向上に寄与する改修など)

※補助の対象外の工事については、別添手引きを参照

 申請・問い合わせ先
福島市 都市計画課
空家・空地対策室
☎ 024-573-2751

募集件数

1件程度(先着順)

※予算額が上限に達しましたら、受付を終了します。

申請期間

令和8年5月1日(金)～令和9年1月29日(金)

事業完了期間

令和9年2月26日(金)

提出書類

- (1) 交付申請時
 - ① 交付申請書
 - ② 事業計画書
 - ③ 収支予算書
 - ④ 家屋の登記事項証明書
 - ⑤ 見積書の写し(工事内容及び業者名がわかるもの)
 - ⑥ 位置図及び間取り図
 - ⑦ 空き家の外観及びリフォーム予定箇所の写真
 - ⑧ 完納証明書(課税のない者は課税証明書又は滞納がない旨を説明した理由書等)
 - ⑨ 空き家に関する報告書
 - ⑩ 交付申請に関する誓約書
 - ⑪ その他市長が必要と認める書類
(例)他の補助金の詳細が分かる資料 等
- (2) 実績報告時
 - ① 実績報告書
 - ② 収支決算書
 - ③ 請求書及び領収書の写し
 - ④ 契約書の写し
 - ⑤ リフォームの状況が分かる写真(施工中・完了)
 - ⑥ その他市長が必要と認める書類

※交付申請及び実績報告時、申請者以外が手続きを行う場合は、「委任状」が必要となります。

その他

当該補助以外にも、福島市内で住宅の建築や改修をお考えの方に役立つ情報として、住宅に関する補助制度をまとめました。なお、各制度の詳細やご不明な点につきましては、各課のホームページや問い合わせなどでご確認ください。

